

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学職員の給与の臨時特例に関する規則

〔平成24年6月28日〕  
北院大規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）等の特例を臨時的に定めるものとする。

(給与規則の特例)

第2条 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、給与規則第4条第2項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年北院大規則第22号。以下「平成18年改正規則」という。）附則第5条の規定による俸給を含み、当該職員が給与規則第27条第3項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（平成18年改正規則附則第5条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職俸給表（二）	3級以下	100分の4.77
教育職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
医療職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
技術職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77

2 特例期間においては、給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

- 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - 三 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - 四 特別調整手当 当該職員の俸給月額に対する特別調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する特別調整手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - 五 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - 六 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - 七 給与規則第25条第1項から第4項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
    - イ 給与規則第25条第1項 前項及び前各号に定める額
    - ロ 給与規則第25条第2項 前項及び第2号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
    - ハ 給与規則第25条第3項 前項及び第2号から第4号までに定める額に、同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
    - ニ 給与規則第25条第4項 前項及び第2号から第5号までに定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
    - ホ 給与規則第25条第7項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 3 特例期間においては、給与規則第17条、第18条、第26条及び第27条、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学職員の育児休業等に関する規則第20条並びに国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学職員の介護休業等に関する規則第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規則第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び特別調整手当の月額の合計額を1月の平均所定労働時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額並びに管理職手当並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び特別調整手当の月額の合計額を1月の平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 特例期間においては、給与規則附則第6条の規定の適用を受ける職員に対する前

3項の規定の適用については、第1項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から給与規則附則第6条第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第1号中「管理職手当の月額」とあるのは「管理職手当の月額から給与規則附則第6条第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から給与規則附則第6条第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から給与規則附則第6条第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「俸給月額に対する特別調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する特別調整手当の月額から給与規則附則第6条第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規則附則第6条第6号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規則附則第6条第7号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項及び第2号から第5号まで」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第5号まで」と、同号ハ中「前項及び第2号から第4号まで」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第4号まで」と、同号ホ中「第5号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた第5号」と、第3項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規則附則第8条の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(端数計算)

第3条 この規則により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 第3条の規定は、施行日以降に国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学の契約職員として採用された者について適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。